

# 平成30年度近代化基金融資公募要綱

公益社団法人長野県トラック協会

融 資 区 分	一 般 融 資 関 係	ポ  ス ト 新 長 期 規 制 適 合 車 導 入 融 資	
1. 融資公募額	・総額…4億円	・総額…7億円	
2. 公募期間	・平成30年4月2日(月)から同年12月20日(木)まで。 ・融資推薦申込書は、毎月19日までに当協会に提出すること。	・平成30年4月2日(月)から同年12月20日(木)まで。 ・融資推薦申込書は、毎月19日までに当協会に提出すること。	
3. 融資対象者	・当協会の会員であり、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条第35条の許可を受けた貨物自動車運送事業者、その企業体及びその「持株会社」(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)であって、取扱金融機関の取引資格があるもの。	・当協会の会員であり、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条第35条の許可を受けた貨物自動車運送事業者、その企業体及びその「持株会社」(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)であって、取扱金融機関の取引資格があるもの。	
4. 融資対象資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックターミナル、配送センター、その他物流施設等の整備に要する資金</li> <li>・近代化、合理化のためのコンピュータ、FAX、コピー機、ソフトウェア等事務機械の整備購入、<u>配送センター等に敷設する太陽光発電設備</u>に要する資金</li> <li>・福利厚生施設の整備に要する資金・荷役機械、車両等の購入又は改造に要する資金</li> <li>・設備の補修等に要する資金</li> </ul> <p>※環境対応車(CNG・ハイブリッド車)及び省エネ関連機器導入に係る融資利子補給率=0.30%</p> <p>*上記事業資金の設備時期が、平成30年4月1日以降平成31年3月末日までの期間内であるものを融資対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車から排出される窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)及び粒子状物質(PM)の低減を図るため、国が定める最新の自動車排出ガス規制である「ポスト新長期規制」に適合する事業用貨物自動車又は平成28年度排ガス規制適合車で平成27年度燃費基準を達成した車両を導入するための資金。</li> </ul> <p>*上記事業資金の設備時期が、平成30年4月1日以降平成31年3月末日までの期間内であるものを融資対象とする。(車両登録が3月末日までに完了することが条件です)</p>	
5. 融資条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員及び持株会社 … 3,000万円(申込は万円単位)</li> <li>・共同体 … 1億円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員及び持株会社 … 5,000万円(但し、旧特定融資の残高を含む)(申込は万円単位)</li> <li>・共同体 … 1億円</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資期間 (据置期間:6ヶ月以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両等 … 5年以内</li> <li>・その他施設… 10年以内(法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両 … 5年以内</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資利率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱金融機関の所定利率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱金融機関の所定利率</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月賦(元金均等分割償還)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月賦(元金均等分割償還)</li> </ul>
6. 利子補給率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員及び持株会社 …0.30%</li> <li>・共同体…0.30%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員及び持株会社 …0.30%</li> <li>・共同体…0.30%</li> </ul>	
7. 実行日及び返済日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行日 随時</li> <li>・返済日 毎月 25日</li> </ul>		
8. 取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工中金の長野支店・諏訪支店・松本支店</li> <li>・長野県信用組合の本・支店</li> </ul>		
9. 融資推薦申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書の必要な会員は、申込の都度事務局に連絡いただくか、協会のメールアドレス(infontokyo@nagano.or.jp)宛、件名に「近代化融資申込書希望 ○○運送(会員名)借入予定金額○○万円」と入力し空メールを送信していただければ、申込書を返信します。 ※融資推薦申込書を一部改定しましたので、旧年度の様式は使用できません。</li> </ul>		
10. 融資決定通知及び借入手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会長は、融資推薦の適否を決定したときは、当該申込者に融資推薦決定通知書を交付する。</li> <li>・申込者は、前記の融資推薦決定通知書を受領後、速やかに借入手続きを取扱い金融機関に対し行うものとする。(借入手続きの詳細については、取扱金融機関と相談してください)</li> </ul>		
11. 決定通知書有効期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資推薦決定通知書の有効期限は、平成31年3月末日とする。</li> </ul>		
12. 調査受託義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この融資を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、本融資に係る添付書類の原本及び関係帳票を開示しなければならない。</li> </ul>		
13. 利子補給の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近代化基金融資要綱、その他各種助成要綱等県ト協が定める事項に違反したとき</li> <li>・虚偽その他不正な手段により、融資を受けたときは、利子補給額の返還を命ずる</li> <li>・前項の規定により返還を命じられた会員については、<u>県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。</u></li> <li>・この制度によって融資を受けた資金について返済金を滞納したとき(停止後に係る利子については、全額本人負担)</li> </ul>		
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されているものに限り、※当協会の推薦は、融資対象事業者が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、融資の決定とは異なります。取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。</li> </ul>		